

日金協（企）第 22-119 号
平成 23 年 3 月 25 日

協会員各位

日本貸金業協会
会長 飯島 巖

警視庁からの周知要請について

平成 23 年 3 月 22 日付で警視庁生活安全部長より、別添のとおり、「『震災防犯情報ホットライン』の設置について」に関して周知の要請がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該周知の趣旨を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

平成23年3月22日

日本貸金業協会会長 殿

警視庁生活安全部長
宮 園 司 史
(公印省略)

「震災防犯情報ホットライン」の設置について(お知らせ)

東北地方太平洋沖地震発生に伴い、3月14日に「計画停電の実施等に伴う防犯対策の強化についてのお願い」をご通知いたしましたところ、貴台傘下の事業所等に対しまして、早急なるご周知を頂きまして誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

さて、現在の治安情勢でございますが、ご案内のとおり、復興活動等に便乗した各種違法行為や、計画停電が実施される地域においては、街路灯等の灯りが失われるなど犯罪抑止機能の低下により、治安の悪化が懸念されるところであります。

当庁におきましては、このような情勢を踏まえ、犯罪の未然防止と被害の拡大防止のため、「震災防犯情報ホットライン」を設置し、現に発生している犯罪を収集・分析することにより、先行的な防犯対策に万全を期する所存であります。

つきましては、貴台傘下の事業所等にご周知いただき、震災等の混乱に乗じた窃盗や、被災者への援助等を装い現金の振り込みを要求する詐欺、被害家屋の修繕等の勧誘に係る詐欺事案等についての情報を、下記まで電話でご連絡をいただけますようお願いいたします。

記

震災防犯情報ホットライン

【平日昼間：午前8時30分～午後5時15分】

電話(03)3581-4321(内線30251又は30252)

警視庁生活安全総務課生活安全対策第二係

【平日夜間：午後5時15分～午前8時30分】及び【休日】

電話 (03)3581-4321(内線30112)

警視庁生活安全部総合当直